

**令和 8・9 年度
競争入札参加資格審査申請書提出要領
【令和 8 年度追加受付分】**

徳島市が発注する用地取得事務に関する業務（以下「用地業務」という。）に係る入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、この要領は徳島県外に本社、又は本店を有する者のうち、令和 8・9 年度の競争入札有資格者名簿の登録されていない者が対象です。（県内の業者は、別に要領を定めています。）

1 用地業務の登録業種

登録業種名	登録要件
権利登記業務	司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条による登録を受けている者
	※ 個人業者のみ登録可能（法人業者不可）
表示登記業務	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている者
	※ 個人業者のみ登録可能（法人業者不可）
鑑定業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている者

※ 法人として登録する場合は、個人としては登録できません。

※ 「補償コンサルタント業務」に係る入札参加資格審査申請について、『用地業務』及び『建設コンサルタント業務』のそれぞれで入札参加資格審査申請を受け付けていましたが、令和 8・9 年度定時受付から『建設コンサルタント業務』の競争入札参加資格審査申請に統合されました。

「用地業務」に係る「補償コンサルタント業務」での入札参加を希望する場合は、徳島県で実施されている『建設工事に関する調査、測量及び設計業務等』の共同受付にて共通審査書類を提出してください。

2 申請書受付期間及び資格有効期間

申請書受付期間	資格有効期間
令和 8 年 7 月 1 日 ～ 令和 8 年 7 月 31 日	令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 10 年 5 月 31 日
令和 8 年 8 月 1 日 ～ 令和 8 年 8 月 31 日	令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 10 年 5 月 31 日
令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 8 年 9 月 30 日	令和 8 年 11 月 1 日 ～ 令和 10 年 5 月 31 日
令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 8 年 10 月 31 日	令和 8 年 12 月 1 日 ～ 令和 10 年 5 月 31 日
令和 8 年 11 月 1 日 ～ 令和 8 年 11 月 30 日	令和 9 年 1 月 1 日 ～ 令和 10 年 5 月 31 日

※ 期間中の土曜日・日曜日・祝日は除きます。

3 提出先

徳島市総務部契約監理課（工事契約担当）

【住所】〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地（徳島市役所6階）

【電話】088-621-5326・5327

4 提出方法

原則郵送（ただし、書類不備の場合は受付しません。）

※ 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間は除きます。）となります。

※ 郵送の場合は、各受付期間の最終日までの消印有効となります。

5 提出書類

次のとおり提出してください。

(1) 提出書類一覧

No.	提出書類名
①	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書 【徳島市指定様式】
②	営業所一覧表 【統一様式 様式2】
③	登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）（写し可）
④	納税証明書（国・県・市町村）（写し可）
⑤	業務に関する登録証明書等（写し可）
⑥	実績調書（直前2年間分） 【徳島市指定様式第3号】
⑦	財務諸表類（直前1年度分）
⑧	技術職員数調 【徳島市指定様式第2号】
⑨	委任状（年間委任する場合）（任意様式）
⑩	徳島県内の営業所等届出書 【徳島市指定様式第8号】
⑪	暴力団排除に関する誓約書 【徳島市指定様式第11-3号】
⑫	業者カード 【徳島市指定様式第5号】

(2) 提出書類の作成にあたって

- 提出書類の様式は所定の様式（徳島市様式又は中央公契連統一様式）を使用してください。
- 各証明書類は申請書提出時の直前3カ月以内に発行されているものとします。
- 「業者カード」以外の書類を上記の順番どおりホッチキス等で綴じて、1部提出してください。（ファイルは不要です。）
「業者カード」は他の綴じた提出書類にクリップ等で留めて、1部提出してください。
- 提出書類に虚偽の記入をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に基づいて記入してください。

(3) 提出書類様式のダウンロード先

徳島市ホームページの「入札・契約情報」→「入札情報（建設工事・建設工事関連業務委託等）」→「競争入札参加資格審査申請（工事等）」→「競争入札参加資格審査申請手続きのお知らせ（用地業務）」のページに掲載しています。

（アドレス）

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/shinsei_youti.html

(4) 申請書の受付受理書

会社の控えとして受付印が必要な場合は、各自で受理書や申請書の写し等を準備の上、上記の提出書類と一緒に提出してください。郵送により受理書等の送付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒もあわせて提出してください。

6 提出書類の作成要領

各提出書類については、次の要領により作成してください。なお、申請書等の記入にあたっては、別に定めるものを除くほか、申請日をもって記入してください。

(1) 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書 【徳島市指定様式】

(2) 営業所一覧表 【統一様式 様式2】

(9)の委任状の提出がある場合のみ提出して下さい。

(3) 登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）

法人の場合は法務局発行の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を、個人の場合は住所地市町村発行の身分証明書（それぞれ写し可）を提出してください。

(4) 納税証明書

申請日直前1年の各事業年度における次に該当するもの（写し可）を提出してください。課税が無い場合もその旨の証明書が必要です。

なお、②・③の証明書については、徳島市内に営業所を有する場合のみ、年間委任するかどうかにかかわらず、提出してください。（徳島市内に営業所を有しない場合は、①の証明書のみ提出してください。）

① 所轄税務署発行の「法人税」（法人の場合）又は「所得税」（個人の場合）及び「消費税及び地方消費税」について、未納額の無いことを証する書面（様式その1、その3、その3の2、その3の3のいずれか）

② 徳島県発行の「法人県民税」、「法人事業税」、「地方法人特別税」（法人の場合）又は「個人事業税」（個人の場合）について、未納額の無いことを証する書面

③ 市町村発行の「法人市町村民税」（法人の場合）又は「市町村民・県民税」（個人の場合）及び「固定資産税」について、未納額の無いことを証する書面

(5) 業務に関する登録証明書等

司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定業等の登録を受けている事業については、それぞれ登録を受けていることを証する書類（写し可）を提出してください。

(6) 実績調書 【徳島市指定様式第3号】

○ 登録を受けている業種又は入札参加希望業種別に作成してください。

○ 申請日の直前2年間の主な完成業務及び未完成業務について記入してください。（各業種の全実績高の7割程度は記入してください。）

(7) 財務諸表類

○ 申請日直前1年度分の決算に係る次の書類を提出してください。

- ・ 法人の場合：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
- ・ 個人の場合：貸借対照表、損益計算書

○ 事業に関する登録機関に決算期が終了した場合に提出することになっている現況報告書

で定められた様式がある場合は、それを使用して作成してください。

様式が定められていない場合は、税務申告で使用した様式を流用して作成、又は建設業法施行規則に定める財務諸表様式を使用して作成してください。

- 受付期間中に申請日直前1年の事業年度の財務諸表の作成が完了していない場合は、その前年度の財務諸表を提出してください。

(8) 技術職員数調 【徳島市指定様式第2号】

- 申請日の前日における常勤の職員（代表者を含む。）のうち、技術職員について記入してください。
- 技術職員数調に代えて、技術者経歴書〔統一様式 様式4〕により提出いただいても結構です。ただし、記入にあたっては、上記の記入方法の例により記入してください。

(9) 委任状（年間委任する場合）

- 『建設工事』又は『建設工事に関する調査、測量及び設計業務等』の入札参加資格を申請している場合は、各業務の受任者と統一してください。
- 委任期間は、資格有効期間の初日 ～ 令和10年5月31日 となります。
- 委任状は任意の様式で作成してください。また、事業者の方の負担軽減を図るため、委任状への押印は不要とします。

(10) 徳島県内の営業所等届出書 【徳島市指定様式第8号】

申請日現在、徳島県内に営業所等を有する場合に提出してください。

(11) 暴力団排除に関する誓約書 【徳島市指定様式第11-3号】

「年月日」の欄に(1)の審査申請書の提出日と同じ日付を記入し、記名のうえ提出してください。

(12) 業者カード 【徳島市指定様式第5号】

- 「2カ年平均業務高」は、直前2年の各営業年度の決算に基づく契約金額欄の前々年度分と前年度分の合計額を2で除した金額を記入してください。
- 「希望業務内容」の欄は、指名を希望する業務内容に○印を付けてください。ただし、登録要件を満たす業務内容以外は希望できません。
- 「有資格者数」の欄は、(8)の技術職員数調に記入した有資格者の人数を記入してください。なお、1人で2種類以上の資格を有する場合は重複して計上してください。ただし、1・2級、士・士補等の資格を有している場合は上位のもののみ計上してください。
(※ 各項目の資格の内容は別添の資格一覧表によるものとします。)
- その他、記入にあたっては、記入例を参考にしてください。
- 業者カードは、他の綴じた提出書類にクリップ等で留めて提出してください。

7 資格の認定及び競争入札有資格者名簿への登載の通知

資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、資格に関する格付けを行い、競争入札参加資格有資格者名簿に登載します。

なお、令和7年度追加受付から競争入札参加資格有資格者名簿への登載について、資格認定通知書の送付は廃止されました。競争入札参加資格有資格者として認められた者があれば、登載された競争入札有資格者名簿の徳島市ホームページにて公開を行います。各有効期間の当初に公開を予定していますので、インターネット上での資格確認をお願いいたします。

8 変更届の提出について

競争入札参加資格審査申請書提出後、代表者や住所の変更等又は合併等があった場合は、必要書類を添付のうえ、すみやかに変更届を提出してください。

◆ 変更届のダウンロード先

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/henkou.html

【問い合わせ先】

徳島市総務部契約監理課（工事契約担当）

（住所）〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地（徳島市役所6階）

（電話）088-621-5326・5327